

山梨県移住支援金交付事業費補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 知事は、県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、「山梨県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき市町村が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

- 第2条 補助対象事業は、県内に移住した者で実施要綱に定める要件を満たす者(以下「移住支援金交付対象者」という。)に対して、市町村が移住支援金を支給する事業とする。
- 2 補助金の補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
移住支援金交付対象者に対して市町村が移住支援金を支給する額 ただし、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに支給したものとする	補助対象経費の4分の3以内
移住支援金の支給に係る事務経費 ただし、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに支出したものとする	補助対象経費の4分の3以内 ただし、移住支援金の支給額の2%を上限とする

(交付申請)

- 第3条 交付申請は、交付申請書(第1号様式)を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定)

- 第4条 知事は前条の申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書を交付するものとする。

(変更交付申請)

- 第5条 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、変更交付申請書(第2号様式)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(実績報告)

第6条 市町村は、補助金の交付決定を受けた年度の3月10日までに実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、補助事業の実績報告を受けた場合においては、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

(書類の整備等)

第8条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備・保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。